

も知れない。ところが、日本は、成文国際法上明文の処罰義務を負っているのである。

第一に、強制労働条約上の義務がある（一九三〇年ILO二九号条約、日本は一九三二年批准済み）。同条約第一条は、一定年令範囲の男子のみの強制労働を許しており（勿論様々な規制がある）、女子の強制労働は一切禁止している。今年八月四日第二回調査結果発表に際し、日本政府は、大多数の「従軍慰安婦」に対する強制を認めたのだから、同条約違反の事実の存在を認めたことになる。この場合、同条約には（補償を義務づける規定はないが）、強制労働を強いた者を刑事犯罪者として処罰すべき義務を日本政府に負わせる明文規定がある（同条約第二五条）。だから、日本政府は「従軍慰安婦」に性的奴隷労働を強いた犯罪の責任者の処罰義務を負っていることは間違いない。

第二に、醜業の爲の人身売買を禁止する三条約がある。これらには、植民地には適用しないという除外規定や留保があるが、「従軍慰安婦」制度の立案、実施の命令・許可・授權などの行為が東京の軍中央で行われ、多くの場合連行には日本軍船舶が使われ、連行には日本軍人・官憲等が関与したので、これら条約は本件にも適用できると考える。そのうち「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」（一九一〇年条約、日本は一九二五年加入）の第一条は、売春目的で、未成年女性（二一才未満）を「勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」は（本人の同意を得たとしても）、「罰セラルベシ」という明文規定がある。また、その第二条は、売春目的で、「詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、権力乱用、其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」をも「罰セラルベシ」とする。さらに、同条約第三条は、重ねてこれら規定に抵触する犯罪を「処罰スルタメ必要ナル措置ヲ」執る義務を明文で規定している。前記共和国委員会の中間報告では、名乗り出た「従軍慰安婦」一三一名中八一名が未成年（二〇才未満）のとき連行されている。また、日本政府は、ほとんどすべての「従軍慰安婦」が騙されたか其他の強制手段で連行されたこと、「慰安所」では全面的に強制があったことを認めている。だから、大部分の「従軍慰安婦」への加害行為について、日本政府に処罰義務があると言えよう

重要なことには、これら国際法には時効がない。だから、これらの処罰義務は、現在の細川政権をも拘束しているのである。ただし、現在日本国内法を適用して、責任者を処罰しようとしても、日本の刑事訴訟法上は殺人罪でさえも公訴時効が成立しているので、訴追ができない。しかし、日本の国会も立法など必要な措置を執る義務を負っているはずだ。今からでも、国際法上の処罰義務を果たすべく適切な立法をして、処罰の努力をしなければならぬということになる。

この場合も、日本政府は、補償問題同様「一九六五年日韓協定など国際条約で処理済み」と弁解するだろうか。日韓協定を例にとるなら、一九六五年日韓で締結された協定は、「財産及び請求権」など経済的権利に関するものであって、このような日本の犯罪処罰義務を解除するものではない。いかに日本政府でも、このような抗弁はできないだろう。「責任者の処罰」という一致した国際的要求を前に日本政府は、根本的政策転換を迫られている。